

# 平成 28 年度 四万十町農業委員会 第 11 回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成 29 年 2 月 23 日 (木)
2. 場 所 四万十町十川 十和地域振興局 2 階第 1 会議室
3. 時 間 開 会 13 時 30 分  
閉 会 14 時 20 分

## 4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	×	佐々木 汀
7	×	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	×	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

## 5. その他の出席者

事務局 西谷久美、林和利、山本英明

## 6. 提出議案

- 日程第 1 指定第 21 号 会期の決定
- 日程第 2 指定第 22 号 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 報告第 8 号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- 日程第 5 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 その他

議長 本日はお忙しい折、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

それでは、只今より「平成 28 年度 四万十町農業委員会第 11 回大正・十和農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしくお願いします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお本日の会議に、7 番 佐々木通委員 9 番 芝俊樹委員 16 番 佐々木汀委員 より本会議についての欠席の届けが出ております。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は 16 名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。

憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。

本日の憲章朗読は、18 番 上戸利夫委員をお願いいたします。

ご起立をお願いします。

上戸 委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議長 ご着席ください。

日程第 1、指定第 21 号「会期の決定」についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 11 回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日 23 日、一日と定めますがご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 11 回大正・十和農地部会の会期は本日 23 日、一日と決定いたしました。

次に日程第2、指定第22号「議事録署名委員の指名」についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を2名指名いたします。

議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、2番 那須富男委員、3番 平野建夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、日程第3 報告第8号「非農地証明願について」

報告第8号番号3番については議席番号1番の私が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番、2番の報告、質疑を行い、その後議長を交代していただき、私が退席をした後番号3番の報告、質疑としたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局より報告願います。

事務局

報告第8号「非農地証明願について」

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。

報告第8号番号1番～2番について議案書をもとに報告いたします。議案書は4ページ、添付資料は2ページ～7ページをご覧ください。

番号1番 申請地・四万十町小野字寺中409番3 登記地目・畑 面積・46㎡  
1筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年12月26日です。

番号2番 申請地・四万十町大正字広岡498番3 登記地目・畑 面積・105㎡  
1筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、平成3年より一部が宅地化し現在に至っており、現在の状況では今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成29年1月19日です。

以上、番号1番、2番についての報告を終わります。

議長

報告第8号番号1番、2番について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございますか。

特になければ、報告第8号番号1番、2番については終わります。

続いて、番号3番の報告を行いますのでここで議長を交代いたします。議長を上戸農地部会長職務代理にお願いし、私は退席いたします。

(議長交代) -1番 竹内委員 退席-

上戸職務代理

議長が議事参与の制限に抵触しますので、私が議長となり会議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは番号3番について事務局より報告を求めます。

事務局 それでは報告8号 番号3番について議案書をもとに報告いたします。議案書は4ページ、添付資料は6ページ～7ページをご覧ください。

番号3番 申請地・四万十町大正字向ヤ式1098番1 登記地目・畑 面積・1,294㎡ 以下1筆、合計2筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は雑木が生え原野化し、今後耕作は難しく、非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成29年2月3日です。

以上、報告を終わります。

上戸職務代理 報告第8号番号3番について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございますか。

那須 委員 現地を確認してまいりました。添付資料を見て頂いたとおり、農地の80%以上が山林となっております。今後農地としては難しいのではないかと判断しました。以上です。

上戸職務代理 他になければ、報告第8号番号3番については終わります。ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

議長 上戸職務代理、ありがとうございました。  
日程第4 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第29号 番号1番から3番について議案書をもとにご説明します。議案書は5ページになります。添付資料は8ページ～10ページをご覧ください。

番号1番の申請地は、1筆になります。

所在地・四万十町下道字ダバ地229番3 地目及び現況・田 面積・202㎡です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由は相手方の要望です。譲渡理由は町外在住であり農業廃止です。譲受人の耕作面積は2,994.35㎡で今回取得する農地と併せて下限面積は達成となります。

番号2番の申請地は、5筆になります。

所在地・四万十町大井川字下中串2569番 地目及び現況・田 面積・104㎡です。以下4筆あり、合計5筆で面積1,337㎡です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受理由は経営規模拡大の為の増反です。譲渡理由は高齢に伴う経営規模の縮小です。譲受人の耕作面積は5,529.65㎡で下限面積は達成しております。

番号3番の申請地は、3筆になります。

所在地・四万十町瀬里字新田403番 地目及び現況・田 面積・1,727㎡です。以下2筆あり、合計3筆で面積4,747㎡です。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由は本人の希望です。譲渡理由は相手方の要望です。譲受人の耕作面積は5,538.25㎡で下限面積は達成しております。

番号1番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第29号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員は、補足説明があれば順次お願いします。

那須委員 番号1番です。譲渡人は町外在住の為お会いできなかったのですが、譲受人にお会いし聞き取り、現地確認をしてまいりました。譲受人の母親が生前、譲渡人から畑を借り受け野菜を作っていたようですが、母親が亡くなってからも譲受人が耕作していたようです。譲渡人の土地がこの1筆だけになっており、ぜひ使ってほしいという事で今回3条の案件として申請したそうです。また、譲受人はこの地域においても大変真剣に農業に取り組んでおります。以上です。

宮谷委員 番号2番についてご説明いたします。譲渡人、譲受人、双方にお会いし現地も確認してまいりました。農作業に従事する日数も、年間150日以上されております。隣接する農地については譲受人個人の所有地であり、周辺は道路、谷、山林に囲まれた所で周辺農地への影響はないと思います。譲渡人は高齢で、農作業が出来る状態ではないそうです。譲受人は後継者の為に今後、耕作していきたいという事です。以上です。

田村委員 番号3番です。先日、両名同時にお会いし、確認してまいりました。この関係は実の姉弟です。譲渡人の健康上の理由により、実の姉に移転したいという事でした。現況としては譲受人が耕作していたそうです。以上です。

議長 議案第29号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第30号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」、別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成29年3月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので決定を求める。

議案第30号、番号1番について議案書をもとに集積計画について順にご説明します。議案書の7ページの案件になります。添付資料は11ページ～15ページをご覧ください。

番号1番の利用権を設定する農地は4筆になります。

所在・四万十町弘瀬字ヤナギサコ438番7 現況地目・畑 面積・3,091㎡です。以下3筆あり、合計4筆で面積11,909㎡です。契約期間ですが、平成29年3月1日より平成34年2月28日までの5年間となります。牧草についてはイタリアンライグラス及びソルゴー、野菜については白菜等を作付の計画で、賃貸借契約による新規設定となります。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第30号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員は、補足説明があればお願いします。

武内亮委員

先日、聞き取りと農地の確認に行ってきました。先月も利用権設定がありましたが、今回も牧草と一部野菜を作りたいという事で畑を探していたところ、私の担当している地区で空きがあり、借りることになったそうです。以上です。

議長

議案第30号について質疑を許します。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第30号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第30号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

・・・休憩・・・

定刻となりましたので再開いたします。

日程第6 その他を議題といたします。

「平成28年度第12回(3月)大正・十和農地部会の日程について」  
予定では、3月27日(月曜日)です。時間は午後になると思います。場所は農地部会が、さらら大正農林研修室で行いその後、窪川へ移動しまして定例総会が、本庁東庁舎1階多目的ホールで行う予定です。よろしく申し上げます。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願います。

他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はございませんか。

特にないようですので、日程第6「その他」は終了いたします。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして「平成28年度 四万十町農業委員会第11回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。

